

木城町建設工事に係る最低制限価格取扱要領

平成28年 3月 2日
要 領 第 1 号

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事にかかる最低制限価格の取扱について、必要な事項を定める。

(対象工事の種類及び設計金額並びに最低制限価格の範囲)

第2条 最低制限価格を設定する建設工事の種類及び金額は、次の号に定めるところによる。(以下「対象工事」という。)

- (1) 土木工事一式及び建築工事一式並びに、その他の建設工事とする。
- (2) 設計金額は、500万円以上の工事とする。
- (3) 最低制限価格の範囲は、木城町財務規則に定めるところにより予定価格の0.6～0.9の範囲内とする。
- (4) ただし、町長が最低制限価格を設定しないと判断した場合は、対象工事であっても、その限りではない。

(最低制限価格の決定及び時期)

第3条 対象工事の最低制限価格の決定は、町長が決定し、予定価格の決定時に行なう。

(最低制限価格の公表)

第4条 対象工事の最低制限価格の公表は、入札後公表とする。

(附則)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。